

## 新型コロナウイルス感染症の影響から 収入が減少した場合の減免について

### ○国民健康保険税の場合

☎ 税務課市民税係 ☎ 内線 113・114・138

新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年の収入が減少した世帯は、国民健康保険税の減免になる場合があります。

**【対象となる世帯】** 次のいずれかの条件を満たす世帯が対象です。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれ、次のア～ウ全てに該当する世帯
  - ア. 事業収入等（事業・不動産・山林・給与）が前年収入と比較して30%以上減少が見込まれる世帯
  - イ. 前年の世帯合計所得が1,000万円以下の世帯
  - ウ. 前年の事業収入等以外（年金等）の世帯合計所得が400万円以下の世帯

#### **【対象となる保険税】**

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間に納期限が到来する令和2年度相当分および令和3年度の国民健康保険税

※新型コロナウイルス感染症の影響による減免は、令和2年度分および令和3年度分の税額のうち、令和3年4月1日から6月30日までに納期限が設定されているものは6月30日まで、7月1日以降の令和3年度分は各納期限までに申請が必要です。

※市役所税務課、福島支所、鷹島支所の窓口申請、または郵送での申請が可能です。減免制度を利用する人は、事前に問い合わせ先までお電話ください。

減免内容や申請書類は、市ホームページからダウンロードすることが可能です。

### ○介護保険料の場合

☎ 長寿介護課介護保険係 ☎ 内線 154・155

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件に該当する65歳以上の人は介護保険料の減免を受けることができます。

**【対象となる被保険者】** 次のいずれかの条件を満たす人が対象です。

- ① 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った第一号被保険者
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が、次のア・イいずれにも該当する第一号被保険者
  - ア. 事業収入等（事業・不動産・山林・給与）が前年収入と比較して30%以上の減少が見込まれること
  - イ. 減少が見込まれる事業収入等（事業・不動産・山林・給与）に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

#### **【対象となる保険料】**

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間に納期限が到来する令和2年度相当分および令和3年度の介護保険料

※減免制度をご利用される人は、事前に問い合わせ先までお電話ください。減免内容や申請書類は、市ホームページからダウンロードすることが可能です。

## 介護保険料を改定します

問 長寿介護課介護保険係

☎内線 154、155

第8期介護保険事業計画に基づき、令和3年度から5年度の介護保険料を改定しました。

65歳以上の介護保険料は、3年間で必要となる介護保険サービスの給付費や被保険者数の見込み、第1号被保険者負担率などをもとに3年ごとに見直しが行われます。

詳細については、ホームページをご覧ください。  
(<https://www.city-matsuura.jp/top/purpose/kaigo/kaigohoken/2248.html>)  
また、皆さんの介護保険料の改定内容については後日個別に通知します。

## 6月から健康ポイント事業が始まります！

問 健康ほけん課健康推進係 ☎内線 129・168

### ＊健康ポイント事業とは

健康診査、市事業への参加など健康づくりの取り組みに対し、ポイントを付与します。ポイントを貯めると景品がもらえて、さらに抽選に応募できる事業です。

楽しみながら、市民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくり、守る」という意識を高め、健康管理や健康づくりに取り組みましょう。

### 【対象者】

市内に住んでいる20歳以上の人

### 【参加方法】

- ① 申出書を、健康ほけん課または各支所・出張所へ提出（申出書は健康ほけん課、各支所・出張所にあります）
- ② ポイントカードを受け取る
- ③ 対象事業に参加してポイントを貯める
- ④ 70ポイント貯めたら、健康ほけん課または各支所・出張所にカードを提出し、景品を受け取る

### 【ポイント付与期間】

6月1日（火）から令和4年1月31日（月）まで

### 【ポイント交換期限】

令和4年1月31日（月）

### 【景品の交換場所】

市役所健康ほけん課、各支所・出張所

### ＊参加者の中から抽選で特産品が当たります

- 松浦市特産品① 10,000円相当の品（10名様）  
② 5,000円相当の品（20名様）  
③ 3,000円相当の品（30名様）



▲令和3年度ポイントカード

### 【対象事業】

人間ドック（50ポイント）、若年者健康診査（40ポイント）、松浦市国民健康保険脳ドック（35ポイント）、特定健康診査・後期高齢者健康診査（30ポイント）、市主催・共催健康イベント（30ポイント）、すっきり元気教室（10ポイント）、各種がん検診（5ポイント）